

入 札 説 明 書

特殊用途自動車（警報車） 1 台

I	入札説明書	(頁)	1	～	4
II	提出書類等一覧表		5	～	6
III	入札書・委任状等		7	～	11
IV	入札参加資格確認票			12	
V	入札に関する質問書			13	
VI	誓約書			14	
VII	契約書案		15	～	18

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び数量

特殊用途自動車（警報車） 1 台 ※下取車両あり

- (2) 調達する物品の規格等

仕様書のとおり

- (3) 納入期限

令和 9 年 3 月 1 2 日（金） 午後 5 時

- (4) 納入場所

徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷 72-1 徳島県企業局総合管理推進センター川口庁舎

2 入札参加者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号)第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- (3) (2) の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5 に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所等について

徳島県ホームページよりダウンロードする。なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

- (1) 問い合わせ先

徳島市万代町 1 - 1 徳島県庁 8 階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 0 8 8 - 6 2 1 - 3 2 3 8

ファクシミリ番号 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 7 7

電子メールアドレス keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp

- (2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

なお、期間については令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午後 5 時までとする。これ以降の問い合わせに

については回答できない場合がある。

(3) 回答の通知方法

問い合わせの内容及び問い合わせに対する回答は、徳島県ホームページで公開する。

5 応札仕様書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年10月1日（木） 午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町1-1 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

ウ 提出方法

直接持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月6日（火） 午後2時

イ 場所

徳島市万代町1-1 徳島県庁6階

企業局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参

(2) 入札方法等

ア 入札は「特殊用途自動車（警報車）1台」の総価から下取車両価格を差し引いた金額で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式（Ⅲ 入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札件名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名（役職名含む）を記載しなければならない。

(イ) 文字は全て「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 入札金額はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額のうち、課税対象合計の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、下記により算出した金額を入札書に記載すること。

【入札金額の算出方法】

入札金額 = A（特殊用途自動車1台 総価） - B（下取車両価格）

A：特殊用途自動車（警報車）1台の総価に含むもの

課税対象合計（税抜額）：車両本体、装備品及び車載機器、車載機器取付及び移設費用、検査登録に係る費用（課税分）、リサイクル法関連費用（課税分）、納車諸費用等

非課税対象合計：検査登録に係る費用（非課税分）、リサイクル法関連費用（非課税分）

※自動車税、自動車税重量税印紙代、自動車損害賠償責任保険料は含まないこと。

B：下取車両価格に含むもの

課税対象合計（税抜額）：下取車両本体価格（装備品含む）、所有権移転に関する手続き費用（課税分）、搬出費用等

非課税対象合計：所有権移転に関する手続き費用（非課税分）、下取車に係るリサイクル法関連費用（非課税）

※算定にあたっては、「課税対象額（税抜額）」と「非課税対象額」を正しく分け、非課税費用については110分の100の割り戻しを行わず、そのまま入札金額に含めてください。

※ A 及び B には、それぞれ【課税対象合計（税抜）】と【非課税対象合計】を合算した金額を計上し、その差額を入札金額として記載してください（落札後、内訳書にて課税・非課税の金額を確認します）。

(エ)「入札件名」は、物品の名称及び数量を明確に記載すること。ただし、特に指定した場合は数量の記載は要しない。

(オ)入札参加者は、入札件名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ)「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。

(キ)入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(ク)5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。再入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができるものとする。

再入札を行う場合において、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア)鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ)金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ)「入札件名」で物品の名称及び数量（数量については、特に指定した場合を除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ)「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ)入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 郵便によりした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1-1 徳島県庁8階

所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類等一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類等一覧表

1 応札仕様書等提出時

応札仕様書等は（１）～（５）の書類を１部ずつまとめてクリップ等で留めて提出すること。
応札仕様書には「入札参加者の住所、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名」を記入すること。

（１）応札仕様書 １部

入札しようとする物品の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものであること。

※応札仕様書のデータは徳島県ホームページよりダウンロードすること。

（２）入札しようとする物品等のカタログ等 １部

仕様書上で必要としている規格等を満たすことが確認できるものを添付すること。

（３）入札参加資格確認票 １部

入札説明書「２ 入札参加者に必要な資格」（１）及び（５）の条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

（４）誓約書 １部

徳島県暴力団排除条例(平成２２年徳島県条例第４０号)第６条に規定する排除の対象となっていないことを確認するため、記名の上、提出すること。

（他の入札等に際して既に徳島県企業局に提出済みの場合は省略可）

（５）価格一覧表（税抜き） １部

物品及び諸経費の定価見積書（仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。）また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

2 入札時

（１）入札書及び封筒 １通

（２）委任状（代理人が入札する場合） １通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

3 再入札時

（１）入札書及び封筒の予備 １通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

4 落札後（落札事業者のみ）

落札事業者は、落札決定後すみやかに、落札価格（消費税及び地方消費税込み）の算定根拠となった内訳書を提出すること。なお、内訳書は以下の項目が明確に確認できる内容であること。

(1) 落札価格の内訳書 1 部

【内訳書の記載事項・項目】

①納入車両（購入分）の内訳

- ア 車両本体価格（装備品、車載機器、取付・移設費用等を含む）
- イ 納車諸費用一切
- ウ 検査登録に係る費用一切
- エ リサイクル法関連費用
- オ 消費税及び地方消費税額

②下取車両の内訳

- カ 下取車両本体価格
- キ 搬出諸費用一切
- ク 名義変更に係る費用一切
- ケ 下取車両に係るリサイクル法関連費用
- コ 消費税及び地方消費税額

③差引合計

上記①の合計から②の合計を差し引いた金額を記載すること。

※自動車税、自動車税重量税印紙代、自動車損害賠償責任保険料は含まないこと。

※①納入車両、②下取車両それぞれの契約書を作成し、契約を締結するもの。

入 札 書

(A) 「特殊用途自動車
(警報車) 1 台 総価」

千	百	拾	万	千	百	拾	円

(B) 「下取金額」

千	百	拾	万	千	百	拾	円

(A) － (B)

千	百	拾	万	千	百	拾	円

入 札 件 名 特殊用途自動車（警報車）1 台

入 札 保 証 金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

本人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を付すこと
(無い場合は無効)

(A) 「特殊用途自動車
(警報車) 1 台 総価」

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

(B) 「下取金額」

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

(A) - (B)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

入 札 件 名

特殊用途自動車 (警報車) 1 台

入 札 保 証 金

免除

(A) - (B) を記載すること

(A) に含める費用:

車両本体、装備品及び車載機器、車載機器
取付及び移設費用、検査登録に係る費用
(課税分)、リサイクル法関連費用(課税分)、
納車諸費用等
→税抜額で計算すること

検査登録に係る費用(非課税分)、リサイク
ル法関連費用(非課税分)
→非課税費用はそのまま入札額に含めるこ
と

(B) に含める費用:

下取車両本体価格(装備品含む)、名義変更
に係る費用(課税分)、搬出費用等
→税抜額で計算すること

名義変更に係る費用(非課税分)、下取車に係
るリサイクル法関連費用(非課税)
→非課税費用はそのまま入札額に含めること

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程 (昭和 4 1 年徳島県企業管理規
程第 5 号) により入札します。

令和 8 年 10 月 6 日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社

代表取締役 徳島 太郎

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

徳島県企業局長 殿

注意事項

次の場合は無効とする

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの など

代理人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を付すこと
(無い場合は無効)

(A) 「特殊用途自動車
(警報車) 1 台 総価」

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(B) 「下取金額」

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(A) - (B)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

入 札 件 名

特殊用途自動車 (警報車) 1 台

入 札 保 証 金

免除

(A) - (B) を記載すること

(A) に含める費用:

車両本体、装備品及び車載機器、車載機器
取付及び移設費用、検査登録に係る費用
(課税分)、リサイクル法関連費用(課税分)、
納車諸費用等
→税抜額で計算すること

検査登録に係る費用(非課税分)、リサイク
ル法関連費用(非課税分)
→非課税費用はそのまま入札額に含めるこ
と

(B) に含める費用:

下取車両本体価格(装備品含む)、名義変更
に係る費用(課税分)、搬出費用等
→税抜額で計算すること

名義変更に係る費用(非課税分)、下取車に
係るリサイクル法関連費用(非課税)
→非課税費用はそのまま入札額に含めること

上記の金額で供給したいので、徳島県企業局財務規程 (昭和41年徳島県企業管理規程
第5号) により入札します。

令和8年10月6日

住 所

徳島県徳島市万代町 1-1
徳島県庁株式会社

名

代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代 理 人

住所

〇〇〇〇〇〇〇

氏名

阿波 次郎

代理人の住所・氏名は
委任状と同じ内容で
あること

注意事項

次の場合は無効とする

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの (「0」と「6」、
「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの など

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『特殊用途自動車（警報車）1台』の
入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇〇日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎 を代理人とし、
徳島県企業局が令和8年10月6日に執行する『特殊用途自動車（警報車） 1 台』の入札に関する一切の権限を委任します。

入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

1 物品名 特殊用途自動車（警報車） 1 台

現時点において、上記物品の入札説明書「2 入札参加者に必要な資格」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。

入札に関する質問書

令和 年 月 日

物品名： 特殊用途自動車（警報車） 1 台

住所

氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

誓約書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札(指名競争入札)に参加するにあたり、次に該当しないことを誓います。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であること、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

○暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 1 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員が、暴力団員又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えられたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

契 約 書

特殊用途自動車（警報車）の購入について買受人 徳島県（以下「甲」という。）と納入者 ○○（以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品）

第1条 売買の目的及び目的となる物件（以下「契約物件」という。）は、次のとおりとする。

（1）売買の目的 企業局総合管理推進センター川口庁舎で使用する特殊用途自動車の購入

（2）契約物件 別表記載のとおり。

（契約物件代金）

第2条 契約物件代金は、金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額金○○○円、リサイクル預託金の額金○○○円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、契約金額からリサイクル預託金を差し引いた額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 乙は契約成立後、運輸支局等の手続を経て、別表記載の指定期日までに契約物件を別表記載の指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引き渡す。

（危険負担）

第5条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（契約不適合責任）

第6条 契約物件について第4条の検査終了後1年以内に、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する物件に取り替えなければならない。

（履行の遅延）

第7条 甲は、乙の責めに帰する事由により契約物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。

（3）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第9条 甲は、契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもつ

とするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）第33条第4項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に小切手発行通知を行った時点で生じるものとする。

（その他）

第11条 前各条によるほか、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）の定めるところによる。

（疑義等の決定）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 徳島県
徳島県企業局長 勝間 基彦

乙 ○○○

（別表）

車種	軽自動車	車名	
車台番号		数量	1台
金額	円	付記	(うち消費税及び地方消費税の額) 円 (リサイクル預託金の額) 円
納入期限	令和9年3月12日（金） 午後5時		
納入場所	徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局総合管理推進センター川口庁舎		

契約書（下取車両）

売出人 徳島県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、売買契約書を締結する。

（売買物品の表示）

第1条 売買物品（以下「下取車両」という。）は別表記載のとおりとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額金○○○円、リサイクル預託金の額金8,550円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規程に基づき、売買代金からリサイクル預託金額を差し引いた額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、第2条の売買代金全額を、納入通知書を発行した日の翌日から起算して15日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 下取車両の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したとき、乙に移転するものとする。

2 所有権移転に関する手続きは、乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第6条 甲は、下取車両を別表記載の保管場所において、甲と乙が令和8年○月○日付けで締結した契約の契約物件（以下「購入車両」という。）を納入する際に、乙に引き渡す。ただし、乙が機器の移設作業等のため、事前に下取車両の引き取りを希望するときは、甲と協議のうえで引取日を決定すること。なお、乙は引き取りから購入車両の納入が完了するまでの間、善管注意義務をもって下取車両を管理し、移設及び納入に必要な範囲を超えて使用してはならない。

2 下取車両の管理責任は引き渡しと同時に甲から乙に移転し、乙は、その責任と負担において下取車両の管理、輸送、保管等を行うものとする。

（利用条件）

第7条 下取車両の「徳島県企業局」等の意匠については、乙の責任において消去した上で使用すること。

（危険負担）

第8条 乙は、この契約締結の時から下取車両の引渡しの時までにおいて、当該物品が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、下取車両に、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙が指定の期日までに売買代金を支払わないとき、又は引き取りに応じないとき。

（3）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

3 甲は、令和8年〇月〇日付けで乙と締結した、購入車両に係る契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。

(返還金)

第11条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。なお、乙が下取車両を引き取っていたときは、移設機器を含めて甲に返還するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県

徳島県企業局長 勝間 基彦

乙 ○○○

(別表)

車種	軽自動車	車名	ダイハツ キャストアクティバ
車台番号	LA260S-0021667	数量	1台
金額	円	付記	(うち消費税及び地方消費税の額) 円 (リサイクル預託金の額) 8, 550円
保管場所	徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局総合管理推進センター川口庁舎		